

離婚届に伴う主な手続き一覧

項目	手続き【問い合わせ先、担当課】
住所に変更がある方	次の届出をしてください。 ・転入届：他の市町村から都留市に引っ越してきたとき ・転居届：都留市内で引っ越したとき ・転出届：都留市から市外へ引っ越すとき 【市民課 市民窓口担当】
印鑑登録をされている方	氏の変更により登録を抹消する場合があります。必要な方は改めて登録してください。 【市民課 市民窓口担当】
国民健康保険の手続き	国民健康保険の加入者は、氏の変更により保険証を差し替えます。 職場の健康保険からはずれたとき、または加入したときは、国民健康保険の加入または脱退の手続きをしてください。 【市民課 保険年金当】
国民年金の手続き	国民年金の加入者、またはこれから加入される方は市民生活課で手続きをしてください。 【市民課 保険年金当】
障害者手帳等をお持ちの方 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	氏の変更により手帳、印鑑を持参し、記載事項変更の手続きをしてください。
各種助成を受けている方	氏の変更により受給者証を差し替えます。 【いきいきプラザ内 福祉課 障害者支援担当】
児童手当の受給者	健康子育て課 子育て支援担当にご相談ください。 【市役所・いきいきプラザ内 健康子育て課 子育て支援担当】
母子・父子家庭になる方 ・児童扶養手当(母子家庭のみ) ・母子家庭自立支援給付 ・ひとり親医療費助成	健康子育て課 子育て支援担当にご相談ください。 【市役所・いきいきプラザ内 健康子育て課 子育て支援担当】
市営住宅にお住まいの方	建設課 建築住宅担当で手続きをしてください。 【建設課 建築住宅担当】
住民基本台帳カードをお持ちの方	氏の変更により記載事項変更の手続きをしてください。 【市民課 市民窓口担当】
電子証明書を取得されている方	氏の変更により電子証明書が失効します。必要な方は改めて申請してください。 【市民課 市民窓口担当】
運転免許証をお持ちの方	氏、本籍などの変更により住民票の写し(「本籍」記載のもの)を持参して記載事項変更の手続きをしてください。 【山梨県警察本部 運転免許課都留分室】
パスポートをお持ちの方	氏、本籍などの変更により手続きが必要な場合があります。 【富士・東部地域県民センター】

※手続きを行う際は、本人確認書類（免許証など）をお持ちください。

※代理の方が手続きをする際は、委任状が必要になる場合があります。

❖お問い合わせ❖

都留市役所 0554-43-1111 (代)

いきいきプラザ都留 福祉課 0554-46-5112 健康子育て課 0554-46-5113

山梨県警察本部 運転免許課都留分室 0554-43-4101

富士・東部地域県民センター 0554-45-7839